

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二号

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（奈良県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「法第四百四十三条第一項第五号」に改め、「これを」を削る。

第五条の四第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第八条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。